

函館市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第34号

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「主要構造部は、耐火構造」を「部分の主要構造部にあつては、特定主要構造部を耐火構造、特定主要構造部以外の主要構造部を1時間準耐火構造」に改める。

第60条の15中第57号を第58号とし、第56号の次に次の1号を加える。

(57) 令第137条の12第6項または第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定の申請 27,000円

第61条の3第1項中「第108条の3第3項」を「第108条の4第3項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第2項中「第108条の3第4項」を「第108条の4第4項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第61条の4中「第128条の6第1項」を「第128条の7第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。